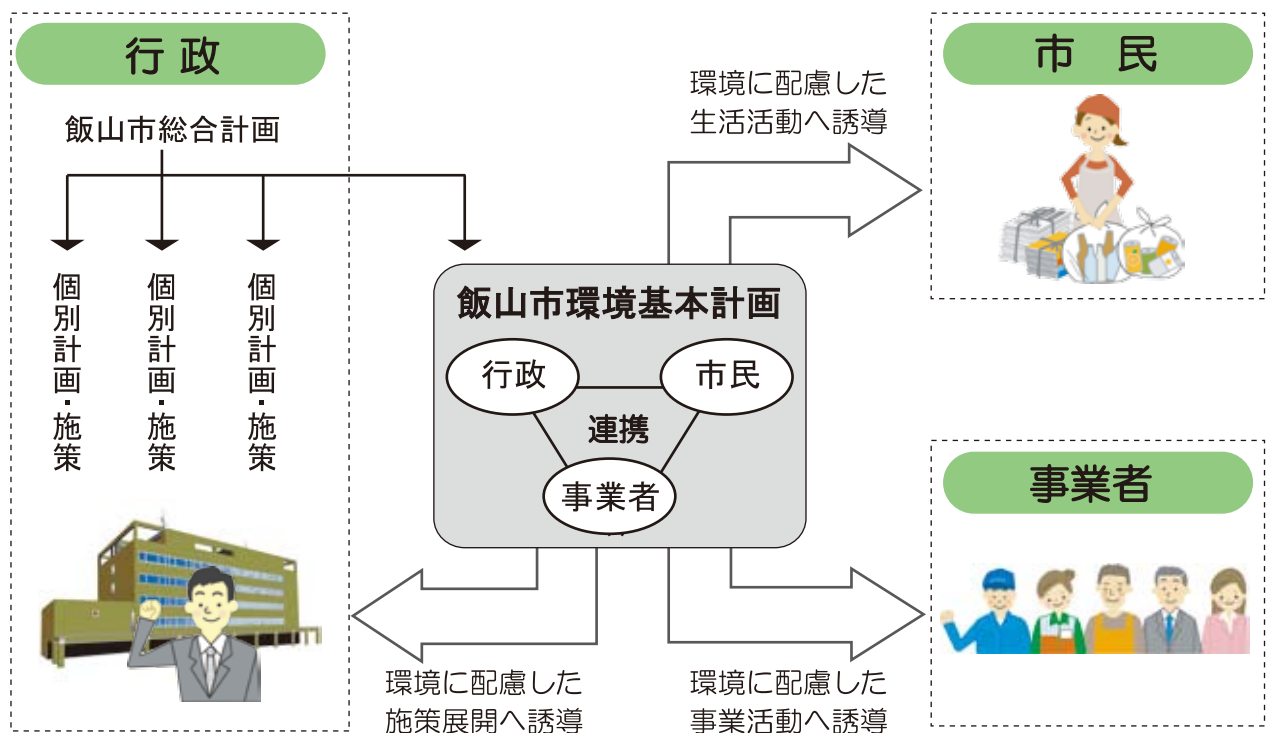


環境基本計画とは

■「環境基本計画」とは？

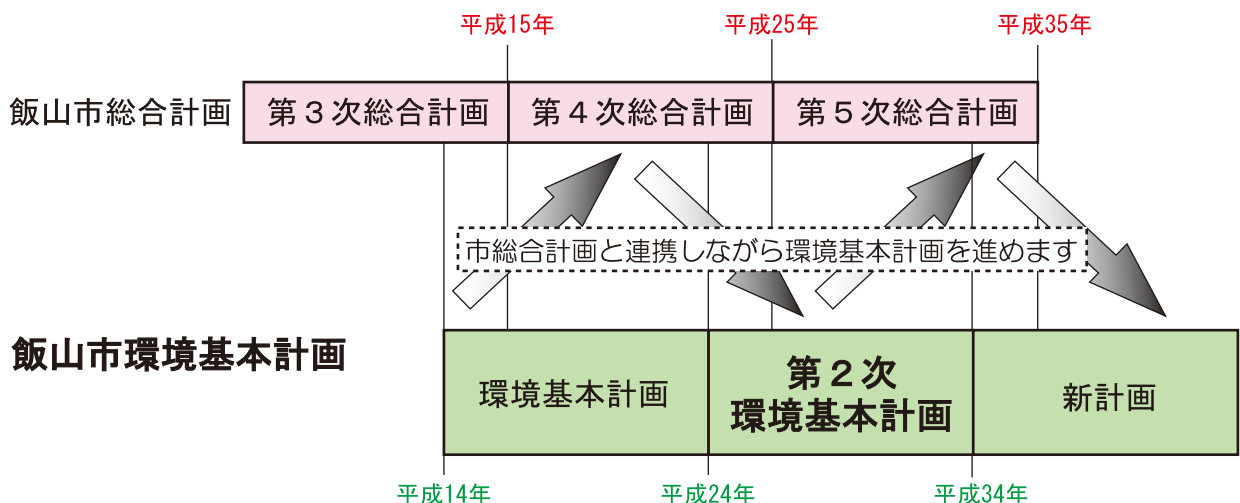
飯山市環境基本計画は、飯山市環境基本条例に掲げられた4つの基本理念（3ページ参照）実現に向け飯山市に住んでいる人（市民）、仕事を行っている人・会社（事業者）、市が一緒になって、飯山市の環境の良い所はこのまま守り、改善が必要な点はより良くしていくために、それぞれの立場でどう行動していくかを定めた計画です。また市政の基本方針を示す「総合計画基本構想」と連携し、環境施策を総合的かつ計画的に推進することにより、飯山市の望ましい環境像を実現を目指すものです。

なお、本計画は平成14年に策定された最初の環境基本計画から10年が経過したことから、内容について必要な部分を見直し、「第2次飯山市環境基本計画」として策定したものです。



■計画の期間は？

本計画の期間は、平成24年度から平成33年度までの10年間です。なお、環境の変化や社会情勢の変化に適切に対応していくため、必要に応じて計画の見直しを行っていくものとします。



■計画の構成は？

環境基本計画は大きく分け、①望ましい環境像、②基本目標、③個別目標から構成されています。この3つは「望ましい環境像」を目指すために「基本目標」、基本目標を達成するために「個別目標」を定める、という構成としています。

飯山市環境基本計画の構成

望ましい環境像

10年後の飯山市が目指すべき飯山市の姿です。

(例) おいしい水やきれいな空気に満ち、
“健康で安心して住み続けられるまち” にしていきます。

基本目標

「望ましい環境像」実現のために掲げた目標です。

(例) 基本目標 1 水や空気を大切にし、健康で安全な環境と暮らしを確保していきます。

個別目標

「基本目標」達成のために具体的な取り組み方針を掲げたものです。

(例) 個別目標 1-1 水質汚濁を防ぎ、水環境の整ったきれいな河川や湖沼にしていきます。

飯山市環境基本条例における基本理念

基本理念 1 環境の恵みの享受と将来の世代への継承

環境を良好なものとして維持することが私たちの健康で文化的な生活に欠かせないものであることから、①健全で恵み豊かな環境を享受すること、②この環境が将来にわたって維持されること、の2点が確保されるよう環境の保全及び創造に積極的に取り組む必要があります。

基本理念 2 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築

市民の生活基盤を確保するためには、今後とも活発な社会経済活動が行われる必要がありますが、一方では、環境への負荷を増大させることにもなります。市民・事業者・市が、環境の持つ復元力の範囲内で社会経済活動を営むことにより、社会のあり方そのものを環境への負荷の少ない持続的発展が可能なものとする必要があります。

基本理念 3 地球環境保全への取り組み

地球の温暖化、オゾン層の破壊などの地球環境問題は、私たちの日常生活にもその原因があり市民生活に密着した問題となっています。個人、地域の環境保全への取り組みが地球環境の保全を図る上での前提であることから、すべての事業活動や日常生活において、地球環境の保全に結びつくように取り組む必要があります。

基本理念 4 市、市民及び事業者の責務に応じた役割の実施

上記の基本理念を実現していくためには、市民・事業者・市が環境に対する理解を深め、何を成すべきかを自覚し、それぞれの適切な役割分担のもとに、自主的かつ積極的に環境の保全及び創造に取り組んでいく必要があります。